

独立業務実施者の収支計算書に対するレビュー報告書

平成29年6月1日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 崙 孝 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

長 光雄 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度に係る情報管理特別会計に関する収支計算書及び注記（以下「収支計算書」という。）についてレビューを行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、収支計算書に対する注記の「収支計算書作成の基礎」に記載された「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）（以下「内部管理事項」という。）及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して収支計算書を作成することにある。また、収支計算書の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立の立場から収支計算書に対する結論を表明することにある。当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2400は、当監査法人に、収支計算書が、収支計算書に対する注記の「収支計算書作成の基礎」に記載された内部管理事項及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。

保証業務実務指針2400に準拠した収支計算書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として理事者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。

レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人は、上記の収支計算書に対して監査意見を表明しない。

結論

当監査法人が実施したレビューにおいて、上記の収支計算書が、収支計算書に対する注記の「収支計算書作成の基礎」に記載された内部管理事項及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

収支計算書作成の基礎

収支計算書に対する注記の「収支計算書作成の基礎」に記載されているとおり、収支計算書は、使用済自動車の再資源化等に関する法律等に規定される目的により作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上